

第六十二条の七第一項及び第二項	法第六十九条の六第五項
第六十二条の七第一項第一号及び第四項並びに第六十二条の七第一項第一号及び第四項及び第六十二条の七第一項第一号及び第六十二条の七第一項第一号	法第六十九条の六第一項
第六十二条の七第一項第一号及び第六十二条の七第一項第一号	法第六十九条の十第三項
第六十二条の七第三項	法第六十九条の十第六項

二 税関長は、法第六十九条の七第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと思料する物又は方法の具体的な態様であつて自ら特定したものと記載した書面に、当該具体的な態様を明らかにする資料その他の特許庁長官が意見を述べる際参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。
三 税関長は、法第六十九条の七第二項又は第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る同条第一項に規定する特許権者等及び輸出者に対し、前二項に規定する資料について意見述べる機会を与えなければならない。
第一条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部改正
第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部改正
第三条 第九十二条第一項第一号及び第二号（「第六十九条の十一」）を「第六十九条の十三（「第六十九条の十一」）を「第六十九条の十四」に改める。
第四条 第七十七条号（「第六十九条の十一」）を「第六十九条の十二」に改める。
第五条 第八十八条第一項中「前条第二号」を「前条第三号」に、同条第一項中「前条第五号」を「前条第六号」に、同条第四項中「前条第二号又は第五号」を「前条第三号又は第六号」に改める。
第六条 第六十五条中「児童一時保護施設及び」を「児童一時保護施設」に改め、「へき地保育所」の下に及び同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設」を加える。
第七条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。）
第八条 第二条の四十五の項中「第六十九条の九第一項」を「第六十九条の十二第一項」に、「第六十九条の八第一項」を「第六十九条の十一第二項」に、「第六十九条の九第五項」を「第六十九条の十二第二項」に、「第六十九条の八第一項第九号」を「第六十九条の十一第一項第九号」に、「第六十九条の十二第十項又は第六十九条の十七第七十一項」を「第六十九条の十五第十項又は第六十九条の二十第一項」に改める。（関税割当制度に関する政令の一部改正）
第九条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。（別表期間の欄中「平成一八年四月一日から同年九月三十日まで」を「平成一八年一〇月一日から平成一九年三月三十日まで」に改め、同表数量の欄中「四五、二〇〇トン」を「七四、七〇〇トントン」に、「二、二四一、一〇〇トントン」を「二、一八、七〇〇トントン」に、「一五七、六〇〇トントン」を「一四三、六〇〇トントン」に、「三一、五〇〇トントン」を「三〇、一〇〇トントン」に、「八八、七〇〇トントン」を「七七、九〇〇トントン」に、「三二八、六〇〇トントン」を「一五四、〇〇〇トントン」に改める。（弁理士法施行令（一部改正））
第十条 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。（認定手続に関する税関長に対する手続）
第十二条 本二 ハロイド 提出及び意見の陳述 関税法施行令第六十二条の二第一項の規定による意見の陳述

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する輸出者である場合 当該輸出者が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものとして認める物又は方法の具体的な態様であつて税関長が特定したものと記載した書面にて税関長が特定したものと記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する輸出者である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものとして認める物又は方法の具体的な態様であつて税関長が特定したものと記載した書面